

表3つづき

分野	事業名	調整方針
教育・文化	奨学金事業	合併後、新たな制度として検討する。白根市で実施されている奨学金制度については新制度が適用されるまで継続する。
	公民館の状況	それぞれの市町村の状況に鑑み、当面は現在の実情を尊重しつつ、今後統一を目指し協議する。
	図書館の状況	白根市立図書館は、新市の図書館とする。また、合併後のサービス等については、当分の間、現行のとおりとし、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。
産業	工場用地取得助成事業	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時において、現制度の指定を受けていたものについては、定められた助成期間の残期間のみを対象に必要な奨励措置を行うこととする。
	工場建設促進助成事業	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時において、現制度の指定を受けていたものについては、定められた助成期間の残期間のみを対象に必要な奨励措置を行うこととする。
都市整備	水道料金の状況	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の料金と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く3か年度は段階的に調整する。(官公署除く)
	下水道使用料金の状況	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の使用料と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く3か年度は段階的に調整する。(官公署除く)

注 白根市では該当する制度はなく、合併後も制度を設けない事業として「チャイルドシート普及事業」、「高齢者牛乳支給事業」、「妊産婦栄養強化事業」、「糖尿病患者教育入院等医療費助成事業」があります。

表4 一般職の職員の取扱い

調整方針
(1) 新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、湯東村、月湯村、及び中之口村の定数内職員及び定数外の休職中等の職員は、全て新潟市の職員として引き継ぐ。
(2) 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、新潟市の職員と不均衡が生じないよう公正に取扱うものとし、その細目は関係市町村の長が別に協議して定める。

表5 行政機構及び組織の取扱い

項目	調整方針
各市町村の役所、役場及び行政組織機構の取扱い	合併前の行政サービス水準を確保するため、新津市役所、白根市役所、豊栄市役所、小須戸町役場、横越町役場、亀田町役場、岩室村役場、西川町役場、味方村役場、湯東村役場、月湯村役場及び中之口村役場は、合併時に地方自治法上の支所とする。 ただし(1)各支所については、現行の組織機能を考慮した組織体制とする。 (2)支所の組織については、住民生活に急激な変化を来すことのないよう配慮し、合併後の状況により再編、見直しを図る。 (3)住民生活に直接影響を与えない管理部門は早期に統合する。 (4)各市町村に設置されている地方自治法上の出張所については、住民サービスの低下を招かないよう配慮した組織とし、合併後の状況により再編、見直しを図る。
付属機関の取扱い	新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、西川町、味方村、湯東村、月湯村及び中之口村に置かれている付属機関は、廃止する。ただし、必要により各市町村の実情に応じた適切な措置を講ずる。また、合併後の付属機関の委員構成については、必要により各市町村の実情に応じた適切な措置を講ずる。

表6 使用料・手数料の取扱い

項目	調整方針
一般廃棄物処理手数料(ごみ処理手数料)	当分の間、現行のとおりとす。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において早期に制度の統一を図るよう調整に努める。

表7 慣行の取扱い

項目	調整方針
市町村民憲章	新潟市の制度に統一する。ただし、新潟市以外の各市町村民憲章は、各市町村の地域の憲章として継承していく。また、合併後一定の段階で見直しを行う。
各種宣言	新潟市の制度に統一する。ただし、新潟市以外の各種宣言は、各市町村の地域の宣言として継承していく。
市町村の木と花	合併後の市の木と花の制定にあたっては、合併記念の一環として、市民に公募し、決定する。ただし、各市町村の木と花及び推奨の木と花等は、各市町村の地域の木と花等として継承していく。
成人式	新潟市の制度に統一する。ただし、開催場所については、合併後調整する。また、各市町村の事情によっては、当分の間、現行のとおりとす。

合併建設計画「まちづくり計画」などについて議論

第6回新潟地域合併問題協議会

六月十六日、本市や新潟市など13市町村で構成する任意合併協議会「新潟地域合併問題協議会」の第6回会合が、新潟市で開催されました。今回は、各種事務事業調整方針や合併建設計画(各論)について意見を交わしました。協議の結果、次のとおり了承されました。

■「岩室村」協議会へ正式加盟
前回会合で岩室村の加入が承認されたことに伴い、協議会規約の一部が改正されました。

■各種事務事業の調整について
今回は住民生活に密着した各種事務事業227項目のうち、29項目について調整案が示されすべて了承されました。(表1・2・3参照)

■その他の行政制度調整方針について
一般職の職員の取扱い
調整方針(表4参照)

■行政機構及び組織の取扱い
調整方針(表5参照)

■一部事務組合等の取扱い
調整方針(次号掲載予定)

■使用料・手数料の取扱い
調整方針(表6参照)

■慣行の取扱い
調整方針(表7参照) 白根市関係分

表1 新潟市の制度に統一とした各種事務事業

分野	事業名	調整方針
保健福祉	高齢者健康づくり事業	新潟市の制度に統一する
	妊婦保健指導事業及び妊婦の委託健康診査事業	
	在宅寝たきり老人等介護手当支給事業	
	妊産婦・乳幼児等健康教室開催事業	
	乳幼児発達相談事業	
	乳幼児健康診査事業	
	妊産婦・新生児家庭訪問事業	
	育児等相談事業	
	機能訓練事業	
	ねずみ・衛生害虫駆除事業	
産業	雇用促進助成事業	

各種事務事業調整方針総括表

- 1 全協議項目数 227項目
2 第6回協議会までの提出分(岩室村含む)

区分	項目数
適用・統一など	145項目
独自	12項目
経過	48項目
合計	205項目(90.3%)

表2 独自の施策で合併後も存続するとして各種事務事業

分野	事業名	調整方針
保健福祉	保育の状況(休日保育)	現行のとおりとす。利用料は統一する。ただし、合併後、一定段階で検討する。
	健康づくり啓発普及事業	新潟市の制度に統一する。ただし、連合保健会は白根市域に限定して現行のとおりとす。

表3 合併後、一定期間、経過措置を設けることとして各種事務事業

分野	事業名	調整方針
保健福祉	保育料の状況	合併の翌年度から新潟市の保育料に統一する。ただし、新潟市の保育料が高い階層については、合併の翌年度から3か年度かけて保育料の差を1/3ずつ段階的に調整する。
	介護保険料・納期等の状況	新潟市の制度に統一する。ただし、介護保険料額は、平成17年度まで各市町村の定める保険料額とし、平成18年度以降は新保険料額に統一する。また、介護保険料独自減免制度は、平成17年度まで現行のとおりとす、平成18年度から新潟市の減免制度を適用する。
住民生活	行政出張講座開催事業	白根市域に限定して、現行のとおりとす。ただし合併後、全市展開を含めて、その内容について検討していく。
教育・文化	小・中学校遠征費補助事業	音楽大会については、新潟市の制度に統一する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度に限り交通費と宿泊費の全額を支給する。体育大会の地区大会以上については、新潟市の制度に統一するが、合併年度とそれに続く3か年度に限り交通費と宿泊費の全額を支給する。市内大会については、新しい大会の開催方式等を見ながら、新たな支給基準について検討する。
	児童・生徒の生活習慣病予防対策事業	白根市域に限定して、合併年度とそれに続く2か年度は現行の事業に加え、新潟市と同じ健康診断を実施する。ただし、限定期間終了までに新市として取り組むべき新たな制度を検討する。